

令和7年度開始月別／コース別認定数

R061211ver.

上半期

訓練開始月		合計	通常枠										eラーニングコース枠		
			基礎コース (人)				実践コース (人)								
年	月		実績枠	※1 新規枠	全国共通分野			その他	※1 新規枠	実績枠	新規枠 ※1				
令和7年	4月	205	190	25	25	※2	165	25	15	30	80	15	15	15	※2
	5月	140	125	25	25	※2	100	25	※2	20	40	15	15	15	※2
	6月	75	60	15	※2	15	45	※2	※2	20	25	※2	15	※2	15
	7月	100	100	15	15	※2	85	20	※2	30	20	15	0	※2	※2
	8月	90	90	15	15	※2	75	20	※2	20	20	15	0	※2	※2
	9月	85	70	15	※2	15	55	15	※2	20	20	※2	15	15	※2
合計		695	635	110	80	30	525	105	15	140	205	60	60	45	15

下半期

訓練開始月		合計	通常枠										eラーニングコース枠		
			基礎コース (人)				実践コース (人)								
年	月		実績枠	※1 新規枠	全国共通分野			その他	※1 新規枠	実績枠	新規枠 ※1				
令和7年	10月	75	60	0	※2	※2	60	15	※2	20	25	※2	15	15	※2
	11月	92	92	15	15	※2	77	15	※2	30	20	12	0	※2	※2
	12月	85	85	15	※2	15	70	20	※2	30	20	※2	0	※2	※2
令和8年	1月	77	77	15	15	※2	62	15	※2	15	20	12	0	※2	※2
	2月	80	80	15	15	※2	65	15	15	15	20	※2	0	※2	※2
	3月	59	59	0	※2	※2	59	15	※2	20	24	※2	0	※2	※2
合計		468	453	60	45	15	393	95	15	130	129	24	15	15	0

※ 1 新規参入枠については、基礎コース、実践コース共に分野共通枠とし、基礎コース30%、実践コース10%の範囲内で設定します。

※ 2 認定定数については(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部(075-951-7392)にお問い合わせください。

1. 通常枠、eラーニングコース枠ともに同一認定単位期間において、実績枠の申請定員数が定員設定数を下回り余剰が生じた場合、当該余剰定員数を年度認定枠の30%を上限値として新規枠に振り替える場合があります。

2. 通常枠、eラーニングコース枠ともに同一認定単位期間において、新規枠の申請定員数が定員設定数を下回り余剰が生じた場合、当該余剰定員数を実績枠に振り替える場合があります。

3. 通常枠について、同一認定単位期間において、実践コースの介護系、医療事務系、デジタル系の各分野の申請定員数が定員設定数を下回り定員枠に余剰が生じ、「その他」枠に定員枠以上の申請があった場合、当該余剰定員数を実践コースの「その他」枠に振り替えます。

4. 認定数が定員設定数を下回り余剰が生じた場合、翌月以降の認定単位期間に繰り越される場合があります。

5. 第4四半期以降については認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分、及び中止コースの繰り越し分について、通常枠・eラーニングコース枠間の振替や、基礎・実践間の振替、実践コースの他分野への振替を可能とします。

※ 3 デジタル系については、「IT分野」に「デザイン分野」のうち「WEBデザイン系コース」を加えたものです。

※ 4 eラーニングコース枠については、新規枠、実績枠ともに分野全体の共有枠とします。

※ 5 毎月の認定申請期間における1実施機関認定申請数について、基礎、実践及び分野に限らず1コースを上限とします。

令和7年度求職者支援訓練実施計画について

【求職者支援訓練分】

【開始月別日程】

京都労働局職業安定部訓練課

訓練開始			訓練認定申請期間		受講生募集期間		訓練選考日時等	
年	月	日	受付開始	受付終了	募集開始	募集終了	選考日	通知日
令和7年	4月	15日	1月6日（月）	1月20日（月）	2月27日（木）	3月25日（火）	3月28日（金）	4月2日（水）
	5月	15日	1月22日（水）	2月4日（火）	3月27日（木）	4月21日（月）	4月24日（木）	4月30日（水）
	6月	16日	2月21日（金）	3月7日（金）	4月23日（水）	5月26日（月）	5月29日（木）	6月3日（火）
	7月	15日	4月1日（火）	4月14日（月）	5月30日（金）	6月24日（火）	6月27日（金）	7月2日（水）
	8月	18日	4月25日（金）	5月13日（火）	7月2日（水）	7月28日（月）	7月30日（水）	8月4日（月）
	9月	16日	5月23日（金）	6月5日（木）	7月25日（金）	8月25日（月）	8月28日（木）	9月2日（火）
	10月	15日	6月24日（火）	7月7日（月）	8月27日（水）	9月22日（月）	9月26日（金）	10月1日（水）
	11月	17日	7月22日（火）	8月4日（月）	9月29日（月）	10月23日（木）	10月29日（水）	11月4日（火）
	12月	15日	8月22日（金）	9月4日（木）	10月28日（火）	11月21日（金）	11月27日（木）	12月2日（火）
令和8年	1月	15日	9月24日（水）	10月7日（火）	11月21日（金）	12月17日（水）	12月22日（月）	12月25日（木）
	2月	16日	10月21日（火）	11月4日（火）	12月23日（火）	1月23日（金）	1月28日（水）	2月2日（月）
	3月	16日	11月21日（金）	12月5日（金）	1月27日（火）	2月20日（金）	2月26日（木）	3月3日（火）

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとされる訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和7年度開講コースに係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を行う必要があり、毎月1回ハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

令和7年度開講コースにかかる「日別計画書」作成時に、下表により指定来所日を設定をいただきますようお願いします。

※実践コースのうちeラーニングコースについても、通所コースと同じ指定来所日を設定しています。

京都労働局訓練課